齋藤問答

完

121.27
Sa253s

国立国会図書館　タイトル『斎藤問答』　請求記号 121.27-Sa253s

ガラス使用

昌平坂學問所

昌平坂學問所

追而

後問答本居翁書入ニ写

同藩井筒橿ニ助言致候ハヽ去年ニ

長谷寺書キ[illegible]ヲ[illegible]ニ再問ニ付[illegible]

[illegible]

[illegible]

アリテハ甚道ノ害トナルヿヘ
朝廷ノ古業ニノヿナトモ始メノ古説ノ通ニ万遠アル
故ニ再難ノ返答出来カネキヿアリ此度ノ古再答ノ
中ニモ万遠ナル何ヿヲ以ヘ朱ヲ以テセルス
何ノ少シノ云ヤウニテ大ニ義理ノ遠フヿアリヨクク考
ヘテ云ベキヿ」是マデ本居翁付札

追答

再問

一 来示曰神乃と云ハ代国の皇祖神乃定セ事
歟乃ヘ 天皇代御代ニヨリ伝ヘ来リ一ヘ
又曰大古の 皇祖神の伝ヘセ事ヘ乃ヘ云ヘ歟密
礼法式ヘ何ヘ有事ヘ ヨリあラハ多神のまヘ伝乃ヘ

又曰ひろく大らかなる真きヘまヘ礼乃ヘ上代ヘ
ハ全く乃ハなきヘことく同事ヘ云ヘ事ヘ乃ヘ
乃ヘあるヘ

右の乃ヘとヤ字義いかなる意味ヘや古今二千
年以来乃儒者道礼字ヘ種々の論を建
ヘ礼方ノ上代ノ治メ方ヲモ道ト云ヘ道
ト云名ノヘヲカレコレ論スルハ分ヲノヘ
ヘ礼方ニテハ道ト云ハ他ノ名ナシハ論ニ及ハズ

（本居翁云ヘヤ
○皇ヲニテハ道ト云名目ハモトナカリシヿヘ礼ルヲ後ニ分ヲノヘ乃ミニ准ヘテ礼方ノ上代ノ治メ方ヲモ道ト云ヘ道ト云名ノヘヲカレコレ論スルハ分ヲノヘ礼方ニテハ道ト云ハ他ノ名ナシハ論ニ及ハズ

一 右の皇祖神乃定セ事ヘ乃ヘ天皇礼御代ヘ伝
ヘ乃ヘ事ヘと中事ヘこれを当時の天下
ヘいヘ礼ハや 将軍ヘ取行ヘ事ヘ

○道ハ下メル者ノ私ニ行フモノニアラズ下ル者ハ必ズ上ノ方ニ従ヒ居ルモノニ上ノ方ニ従ヒ必ガヒテ私ニ行フハメトヒイカナル善キ方ニモセヨソレハ私ニ〳〵サレハ下メル者ノ行フベキ方ヲトヤ

諸侯ヲテハ〻取行セラルヤ大夫ハ〻〻ヤ士ヲテハ〻〻取行ハヤ又天子御一人ヲ行ヒヤ士ヲテハヤハ不委細ニ承度ハ事

右ハ謂神武ヨリ天下国家ヲ施シ今日ニ社行ハレタ今日一旦ヲ取用ハレタ事ヲ各條委細ニ承度ハ事ナリ今日ハ社行ヲテハ行ハレタ国ヲ取行ヲ度ハ又今日其国〻ヲ不社行ヲ方ヲ神武ヨリ中ハ無用ノ方ヲヲテハ行ハレタ国ヲ取用ハ様ニ事度ハ事

一 末示ヲ大書 皇祖神武ノ御代ハ歳寄ノ法式ハ何ヲモ未ヲテハ定ラザルニ

ハ為ル方ヲ中末ハ若ヲ中ハ方ヲ中ハ方ヲ中ハ方

中まてハ皆〻徒と中字義まて徒と行字義
大ようちかいハ本源の通りてハ徒の字義の
ようあるて直〻に中字ハの徒ハ行と中字の
字義ハ律令格式を指今　朝庭に行ひ来る
ハ本　此日長崎に来載いる唐土天竺紅毛乃人
ハ面読ハ承ハ彼方ハてしことの直〻に中
字　ようとハ厳重ハ命令中附其方ハ書
く中き字を指ハ専〻行中と物と行ハ
これを神乃を行中と中ようてハや又前ハ日本に
のみ直〻に中き道ハ外国ハ書き中き乃ハ
ハ載此ハ事ハ〻ハ

一　来示ハ天津日嗣動かせ給ふ　天照大神皇
孫乃御室と指ハ　ここしなへハ伝給ふ御ハ
しなへ忘ある事ハて聖人ハ伝給ふ
かゝる義き道伝給ふ事を志ハ至る後の世ハ
きに越ハる律令格式をやハ
王乃ハ天下を治る法ハなとハ
思ふとそ

右皇孫の御室と指ハここしなへハ伝給ふ
中ようや三種乃神器を伝給ふ事を神乃と中ハやこれを
乃とんなハ文言の玉ようて道と中字義一向ハ
中説ようてハ又　天照大神以来綿こと皇流伝を

○三種神室ヲ伝ヘ
玉ハ乃ニヨリテ
伝ヘ玉フ〻神代ヨリ
伝ハリテ化ニウツラ
ハヌハコレ乃ノ号クス
クレタルカ如ナラズヤ
○ヤヽモスレハ乃ノ字
義ヲ云ハルハ分ル
ノ癖ヽ右ニ云如ク
乃ト云ハ氏方ニテハメヽカリノ名ニサラニカハラメヽ

○元ノ四海内万国ニ冠蘭以来王者ノ統ノツヾキ允玉ハ一玉モアルフナレタク吾皇国ノミ統ルニサヤウノ玉モ多クアルヽト云ハ甚シキ虚説ヽ何トヽ云テナリ此皇玉ヲワロノ云ヒオトサムスル儒者ノサヤウノ虚説ヲカマヘテ人ヲマドハスヽ

神武天皇ヽ立ハヤ唐ハ除其外の國ヽ開闢以来皇流を統ぎ王者多出度は万世に長治の事不易

一 又仏法を崇き尊ハいかなる尊ていや此尊れ字義不尊いかなる事をかるを崇き尊とハ中ハや

○唐法ヲ用ルヲ悪ナルフト云ニハ但ハアルフナリ古ヘ唐法ヲウラヤミテ用ヒ心ノ玉ヒレハマコトニカシコケレバ悪ナル事ヽ統レトモ一タビ用ヒ、ヒメ玉ヘルウヘハモ後ハソレニ従ヒ玉フ

又律令格式を王尊天下を治ル尊と中ハて弥二千年以来の 朝庭天下を治ル政

一 崇ハ悪敬仕ること中ハや甚尊れ君臣ハ大切なる神尊ハ而も知ること尊崇敬ハ右乃大切なる神尊

悪シトハ云ベカラズコレ返テマコトノ尊ノミニカナヘルホアリ

を拵ひ出ひて律令格式 朝庭の礼義衣服なる玉

を漢唐の風をうつしやうて日本にうつし行セタルハ

二千年来れ君臣悪敬ハ尊ていや甚し承度は

唐法行れてより天下うつて治ること下にし道

を崇れて姦を行ことヽ起ること来示る尊

ハ 天智帝以来の君臣ハ礼を不知て行ル尊

悪敬至て中ヽ代不承度事

一 来示る皇祖神乃道を拵ひ出ひ尊ハ除きに

御代いさヽまして天地と尊たること尊ヒ

朝庭ヲ用ヒ中ハられ外なきけり

右皇祖神の尊と中ハいかなる尊ていや此字

○イカナル尊ニテハヤトハ悪ナルトヒヽソノ尊ハ如ヨリ後ヽ云トコロノ如シ

25592

国立国会図書館　タイトル『斎藤問答』　請求記号 121.27-Sa253s　ガラス使用

○建武ハ和泉足利ノ世ノホトハ次第ニ衰ヘ玉ヘルヲ今ハ又イヤマシニ衰ヘ玉フ代ニ成ルヲ世ノ人ハカノ足利ノ末ノコロノイミシキ内衰ヘヲ知ラザル故ニ今モメデ衰ヘ玉フトノミ思ヘリ十分ノ内栄ヱニアラザレバ内栄ニアラズト心ヒタルハ思ヒヨリ

我承聚右道を按ずるに弥末世に成ては弥代さ
くなるべきよりは中ごろ商時の京都乃体様を
むかしに似るべくしかれども不中は其を弥代さ
くなるとて中哉　朝庭の政ごと内不及中京
師に及不中は様よ米山中はを弥末にさかへ
ぬるとて中哉代和承聚ごとく又都庭ゴ用ゴと
中ハ代和なりと中はハ　朝庭ゴ商時用ゴ政
ハ行業と中事承聚は事

○大ラカニ安ラカニ治ヲ玉フト云ヒテハイヘ今ノヨノニハアラズ

一上つ代のまにて大らかるゆやかに安く穏ぶ
めるとは皇国乃ひるべよりれ大事をゆりへと
右の通はるる今天下れ民ハ不及中ごとに
困窮ぶ成ぶるとをあやうく安く穏ぶるとうは皇中ぶれ
中くは御一人聖躬の内事まてとして今の京都のを
変ぶる中ことくむりれさ成ぶるハ御一くしなく成ぶ
ぶるとあやふあく穏ぶるとうは皇中ぶれまくく
以右乃条々の　京都はれを成ぶるまて御説承聚は
事

十月廿五日　　藤原孝之助

春臣ニ是マデ亦疑ヲ再問ヘ長瀬氏再答ハ付札ナリシヲワツラハシケレハ今マニアゲテ合不ヲ以テ其処ニヲシレラシム　再答ノ中ニモ○ノ不ヲツケメルハ又本居翁ノ書入ヘ朱ニテ――ヲ引メルモ同レノ翁ノシルシセラレメルヘシ

△也氏答

すべて皇祖神の乃と云ふ事うて無せるとく万世ゴ動て
し皇統かをとせ成ぶ乃天下の大政より初メ事のるヨさ

ことく上古より定のまゝ奉うけたゝうして行ひ給ひ
すべて大こつゝのさゝしをもてあらゝあらたに神代の
はかりのまゝにあらしめへゝてあるこの世代ゝを独来
うしる中比朝廷にいたく僧のたをぬせ給ることなう
しゝ何ゝしゝ村僧国のうゑのかさうけうゝしきをめ
てはひてゝまうつしよろつゝ代大政ゝ紀の社ゝま
し(用ひ給ふ)ゝとなりてよう神代ゝより代風俗のやゝ
つゝそゝ神ゝなとよそ神代の風ハのこゝをゝ
ゝしきワさゝをやさてゝし皇祖神のたをまて給そ
ゝるようて世代ハさゝ人世ハとハかのゝろゝの大をゝさそ
やゝゝゝゝなりて上代のまゝなゝをす(てハ皇

祖神の遺勅をもまもりてゝ神宝を持ち
して御代ゝゝにゝろし世ハ方世の今こゝにて世ゝ
登衰こそあれ皇統ハおゝ動なゝ天下の政ハ東の者
のゝかとなて中させ給へ(ゝ君たの義ハおし遺るなく
万民ゝに皇国の大君と仰き戴まることゝ(さるを
当時の朝廷のゆあゝさゝ京師の衰まて御さゝ(と
ハ云ゝきゝよゝなれと中古まてゝさゝゝの時ゝこそ及
給ゝゝのゝゝ正已若の御衰こゝ給ゝいゝゝとの古さゝ(そ
やてをもてよくんゝ給ゝゝ(

□再答

凡皇朝ノ道ト云ハ已ニ天セルコトヲ神代ノ始　皇祖神

等ノ始ノ玉ヒ定玉ヒテ此邦大八洲ヲ治メ玉ヘル皇道ニ
其皇道ノ貴ハ旧典古史ニ載セテ詳ナリ且 神武天
皇ヨリ已来代々ノ 皇孫能ク其猷ヲ奉シ其遺訓
遺法ヲツヽシミ守リ玉ヒテ今ニ以テ天下ヲシロシメスコトナリ
道ト云字義ハ此方ニテハアツカラサレハイハス儒者聖論ヲ
不取之只ハ此方ノト云ハ右ニイフカ如シ別ヲナシ 皇國
道ノ本旨直霊玉ノ了ケ ホニ詳ニ弁シアレハ考ヘ玉ヘ

一

太古ノ道ヲ當時天下國家ニ行フヘキコトロコレ亦右ノ
二書ニ委ケレハ見玉ヘモトヨリイニシヘノ道ハ天下ヲ治ル
皇道ニテ大道ナレハ 天皇御一人ノ上ニ行セ玉フイサヽ
カナルコトニアラスシカシナガライニシヘノ道トテモ其世ニノサマ

付札
○此朱本ノ不讨ノ云カタ遠ハルカニ義理モ遠ヒテ安ヒルヘ
此讨ノ如クニテハ上古ニハ万玉共ニ皇玉ノ
乃ヲ用ヒタルヤウニ安ヒルヘサレハ若シ人
コレヲ難ジテ上古ニ万玉共ニ玉ノ乃ヲ
用ヒタル了ヲヌヒズ
此義イカヾトハ
何ト答ヘ玉ハム
皇玉ノ乃ハ万玉
共ニ用スキ乃ナ
レハ分玉ニハイマ
ダコレヲシラズコレ
禍ハ口沖ノ心ヘ中世以降ニテハ万ノ始ヘ玉ヒ

一

コトナルモノナレハ万事古法ノ通ヲ以テ今治メカタキ了勿論
ナリ其大本ノミヲ大ヨヲニヨシタテコレヲトリ失ハス其治メ
カタハ其時代ノナリニシテ治ルソイハユル神ナカラシロシメスノミニ
カナヘルヒ了右二書クシルシイヘリ

皇朝ノ道ハ皇國ハモトヨリノ了世界万國ヲモ行ル、道ナ
リシカルヲコノ道未アマネク外國ヲニ及ハス中世已降カノ如
ク衰ヘメルナケクシコレヲ以テタヽ一國一島ノ小乃ノコトクナ
リ行ケルハウラミナルカナ

凡大古世浮人直 皇威イトモヽカシコクマシヽテ其下民ヲ治
メ玉ヘルヒ了捉モイトヽコト少ニテ是則神世ヨリ定リメル法則
ノマヽニ奉シ受ケテ治メ玉フナリ制作ナト云了ミタリニシテ玉ハス其

神代ノノリト云ハイト嚴密ナル所定ニシテ万代ヲ窮ノ
法ヘ其神代ノ法中世草政アリテヨリ今ハコトゝくゝハ
考ヘシラレスシカシ古記旧典ヲクハシクサクルハ大抵其ヲモ
ムキハシラルレト神世ノ政典トテハモトヨリナケレハ今其マヽニ
古法ヲ行ハントテモ考ルニヨシナシ律令格式ヲ以テ治メ玉
ヘル所代ハ亦其時ナリ今ハ自ラ此法スメリ上古ノ治法ニ
ヤヽ近キ世トナレリヨロコハシキ事又皇國ノミ直ノ正道存
リテ外國正道ナシト云事ハ初ニイヘル二書ニ詳ニ弁シタメ
シハイハズ

一 皇朝皇統万代不窮ナルハ 皇祖神ノ盛德大
業其基ヲ堅ク定メ玉セ玉ヘルヲ以テ万世トイヘト
不動是王者天下ヲ有ツノ要ナリ君臣正カラス上下
分嚴ナラスシテハ天下治リカタク毎窮ノ宝祚ヲタモチ
玉フコトカタカルヘシコレヲ以テマツ其宝祚ノ基ヲ嚴重ニ定
メサセ玉ヒテ万世トイヘト 天照大神ノ皇孫ナラヌ君ニハ
サツケ玉フコトヲユルサレサル所掟アリテ宝祚天壤トヒニ窮ナ
ルシトノ神勅アリ此神勅今ニ不動不変ナリコレ皇朝ノ道
大本根元ナルコトカノ二書ニ弁セルコトシタトヒ外国ニモ国祚
長キ國アリトモソレニヒシテ皇朝ノ神孫ニ窮ノ國祚ヲナミス
ルコト甚恐クキコトヽ其上外國ハ夷ヒ皇朝日神皇統ノ傳
ヘサセ玉フ尊キ所國ナルコトヲカレカ仰カサラシヤカレ有難キ道トハ
云ナリ

国立国会図書館　タイトル『斎藤問答』　請求記号 121.27-Sa253s
ガラス使用

天照大神已来皇統万こ世(本ノマヽ)にあらしていさゝかこれ
なきを以君臣正しく知食ハるれ皆皇祖神建玄の大本
根元くさ〻の本義重ゝ正義あらしてハ天下治ハ
らし清国ハ聖人てゝかの世こ出ていとくんをあてて
天下を治せんと法をくわく作て国祢を永く
せんとゝ思ると以ゝ二三世をさへらるゝて世こゝ簒奪
多く位として君を殺して代之来よりそ〻奪えて
るゝ乱多きハ畢竟之国ゝれ悪義ゆゑなれと
ゝもと此根本の皇統正しゝ君臣分不正して
世こ革り行風なゝゆゑ治しゝきこへさるゝ方国
の中ゝて皇国ハ奈し　天照大神の御国ゝて

ゝ皇流の知食国よてよろつゝ(本ノマヽ)ゝきこしめしうるハく
そゝき国なれハゝゝ正国ゝ正国已来王者不分
位国あゝゝそれなれきあゝの夷国の小き
理屈ゝらられゝゝ国を持ゝきゝるゝ知て
皇国の万国ゝ勝れて尊くめてゝき格別の筋をゝ
ゝきまゝ志しゝゝ皇統をなゝ流ハれそ
井蛙の管見ゝゝ上自らをとする聖人の
ゝのゝ正国をなゝ流ハ邪ゝ(のん)ゝ　皇國
ゝのゝ(ゝん)をかいてをや

㊀律令格式をもて治る世を論しるハ実こ上世(カミノヨ)惟神て
皇朝神代已来の書き記ゝまゝて治め来ゝる國

法を棄て異國人のさゝしらるゝ定めらるゝ法を用ひて
政を革めらるゝは神代より皇祖れ定め給ひ（玉ふ）し万世
不変の正法をあらためいたゞいたゞくそれなきことと
人代國ゝもとより天下を治ることさなくんハあるべ
をなゝ上代よりそのたゞし法とありて数千年ぢ
めてこく治を来りしをこゝろこれをすてゝ
律法の精密なる法をこゝやゝもひて万ッ草改革
ハ実ゝ君臣ゝ律法のさゝしらるゝまゝいたるこ
すべて朝廷ノ儀式製度已下衣服ものことくく律
風をうつゝみハくあらるゝこれハ（本ノマヽ）のくにの国の
うハの文華ばらやゝ多るより起りるゝこれ

ゝ
ゝ
ゝ

是ハ世の衰亡なれハいんとしてしらす万ゝ世
本ノマヽ
ものゝ傳セのゝこそ侮まれきくゝけゝ南朝
朝廷に用ひゝ所とゝハ天下まこそ及るすして
公事万機上世の定のまゝて行法をこそ
へ給ふ皇祖の乃ゝ従ひゝふとハ云へ
一たらゝ安く穏ましゝめたいゝくの大御代なく
中世よりこの方ゝ乱世打てきていくゝの大ゝ代乃
豊なるハ中ゝ以へきゝてあるハこれハ古のゝ代をト
せゝへゝ世のさ面をいるハあらし

右文中一二假字ノ違アリ本ノマヽニ写オキヌ
文政二年四月三日

中島春臣

国立国会図書館　タイトル『斎藤問答』　請求記号 121.27-Sa253s
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『斎藤問答』 請求記号 121.27-Sa253s

ガラス使用